

鳥取県
人権施策基本方針

—第3次改訂—

平成28年9月

鳥 取 県

目 次

基本方針改訂の経緯	・ ・ ・ P1
人権をめぐる社会の動き	・ ・ ・ P2
第1章 基本的な考え方	・ ・ ・ P5
第2章 人権施策の推進方針	
I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	
1 人権教育	・ ・ ・ P7
2 人権啓発	・ ・ ・ P10
II 相談・支援の充実	・ ・ ・ P14
第3章 分野別施策の推進	
1 同和問題	・ ・ ・ P16
2 男女共同参画に関する人権	・ ・ ・ P20
3 障がいのある人の人権	・ ・ ・ P23
4 子どもの人権	・ ・ ・ P27
5 高齢者の人権	・ ・ ・ P30
6 外国人の人権	・ ・ ・ P33
7 病気にかかわる人の人権	・ ・ ・ P35
8 刑を終えて出所した人の人権	・ ・ ・ P38
9 犯罪被害者等の人権	・ ・ ・ P40
10 性的マイノリティの人権	・ ・ ・ P42
11 生活困難者の人権	・ ・ ・ P44
12 インターネットにおける人権	・ ・ ・ P46
13 ユニバーサルデザインの推進	・ ・ ・ P49
14 様々な人権	・ ・ ・ P51
第4章 人権施策の推進体制	・ ・ ・ P56
施策体系図	・ ・ ・ P57
人権施策推進に関連する指針・計画等	・ ・ ・ P59
人権施策基本方針第3次改訂に引用した 調査・アンケート等	・ ・ ・ P60
世界人権宣言	・ ・ ・ P61
日本国憲法	・ ・ ・ P65
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	・ ・ ・ P69
鳥取県人権尊重の社会づくり条例	・ ・ ・ P71
〈別冊資料編〉	
人権施策基本方針第3次改訂のフォローアップ	・ ・ ・ P1
人権施策基本方針第3次改訂に係る具体的施策	・ ・ ・ P6
人権関係年表	・ ・ ・ P42

基本方針改訂の経緯

本県では、平成8（1996）年7月に全国に先駆けて制定した「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」においてお互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない人権尊重の社会づくりに取り組むことを明らかにし、平成9（1997）年4月に策定したこの鳥取県人権施策基本方針（以下、「基本方針」という。）で施策の基本的な方向を示すとともに、具体的な事業を展開し、「人権先進県づくり」に取り組んできました。

そして、社会情勢の変化等を踏まえ、これまでに2度の基本方針の改訂を行いました。

平成16（2004）年には、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14（2002）年3月）と整合させるとともに、「人権教育のための国連10年 鳥取県行動計画—これからの人権教育・啓発—」（平成11（1999）年2月）の内容を踏まえた第1次改訂を行い、人権教育・啓発の推進も含め、相談・支援体制の整備や調査・研究の強化など人権尊重の視点に立った様々な取組を進めてきました。

また、平成22（2010）年には、新たに認識の高まった人権課題についての取組方針を明らかにした第2次改訂を行い、国、市町村、関係団体、NPO等民間団体、企業等との連携を図りながら取組を進めてきたところです。

その結果、地域、学校、職場などあらゆる場において、人権教育・啓発が行われ、相談窓口や分野別施策も充実してきています。また、バリアフリーやユニバーサルデザインの取組により、障がいのある人等の社会参画も進んできていますが、一方で、虐待、いじめ、外国人の人権に関する問題など、人権をめぐる社会情勢の変化により、より一層の対応が求められている人権問題も明らかになっています。

平成26（2014）年5月に実施した「鳥取県人権意識調査」の「一人ひとりの人権が守られていると思いますか」との設問に対し、51%の人が「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答していますが、一方で、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」と25%の人が回答しています。

これまでの成果と課題を踏まえ、人権尊重の社会づくりの取組を一層進めるため、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会やパブリックコメント（注1）等、多くの県民の皆さんの御意見を反映して第3次改訂を行いました。

（注1）パブリックコメント：公的な機関が法令等を制定しようとするときに、広く公に（＝パブリック）、意見・情報・改善案など（＝コメント）を求める手続。その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指す

人権をめぐる社会の動き

1 国際的な動向

- ・昭和23（1948）年、第3回国際連合総会において「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として「世界人権宣言」が採択されました。
- ・その第1条では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」と宣言しています。
- ・この世界人権宣言の精神を実効あるものとするため、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「国際人権規約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」、「障害者の権利に関する条約」など、多くの条約や規約が採択されました。
- ・人権教育・啓発については、平成6（1994）年の第49回国際連合総会で、平成7（1995）年から平成16（2004）年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択され、世界各国において「人権教育」を積極的に推進するよう行動計画が示されました。さらに、平成17（2005）年からは「人権教育のための世界計画」の第1フェーズ行動計画がスタートし、初等中等教育に焦点を絞って人権教育の推進を図る取組が進められてきました。平成22（2010）年から平成26（2014）年まで第2フェーズ行動計画が実施され、高等教育のあらゆるレベルにおける教員、教育者、公務員などの人権研修に重点をおく取組が展開されました。

2 国内の動向

- ・昭和21（1946）年に日本国憲法が公布され、基本的人権の尊重を具現化するため、世界的な動向も踏まえながら、人権に関する各種法制度の整備など、多くの取組が進められてきました。
- ・昭和40（1965）年、同和対策審議会は「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」とし、「未解決に放置することは断じて許されないことであり、早急な解決こそ国の責務であり、国民的課題である」とする答申を行いました。その答申に基づき、昭和44（1969）年には「同和対策事業特別措置法」が制定され、以後名称を変えながら平成14（2002）年まで33年間にわたり、同和問題を解決するための施策が進められてきました。
- ・このような同和問題の解決に向けた取組に続いて、「男女共同参画社会基本法」、「障害者基本法」、「児童虐待の防止等に関する法律」、「高齢社会対策基本法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」などの法律が整備され、様々な人権に関する施策が進められてきました。
- ・また、「国際人権規約」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」、「障害者の権利に関する条約」などを批准し、国際的人権擁護の潮流に沿う方向で人権施策の充実及び普及が図られてきました。
- ・人権教育・啓発については、「人権教育のための国連10年」の決議を受け、平成9（1997）年、「人権教育のための国連10年国内行動計画」が策定されました。

- ・この計画では、「人権という普遍的文化」の構築を目指し、学校、社会、企業等あらゆる場を通じて人権教育を展開すること、そして、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人などの重要課題への対応が示されました。
- ・平成8（1996）年5月に国の地域改善対策協議会が、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」と題した意見具申を行いました。この中では、21世紀を「人権の世紀」と位置付け、「今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発として発展的に（教育及び啓発を）再構築すべきと考えられる。」と提言されています。
- ・人権擁護施策の推進については、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もって人権の擁護に資することを目的とした「人権擁護施策推進法」が平成9（1997）年3月から5年間の時限立法として施行されました。
- ・この法律に基づいて人権擁護推進審議会が設置され、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策」及び「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策」について調査審議され、前者は平成11（1999）年7月、後者は平成13（2001）年にそれぞれ答申がありました。
- ・平成12（2000）年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」が施行され、平成14（2002）年3月には、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。
- ・その後、「犯罪被害者等基本法」、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」、「生活困窮者自立支援法」、「障害を理由とする差別解消の推進に関する法律」など、人権に関わる法律が策定されました。

3 県内の動向

- ・昭和44（1969）年の「同和対策事業特別措置法」の制定を契機として、県、市町村、関係団体などが連携しつつ同和問題解決のための様々な取組を積極的に進めてきました。
- ・そのような状況の中で、県内のすべての市町村において、平成5（1993）年から平成7（1995）年の間に部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃等に関する条例が制定されました。
- ・また、各都道府県にもこのような差別撤廃等の条例制定の動きが起きる中、平成8（1996）年に本県は、「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」を全国に先駆けて制定しました。
- ・平成9（1997）年11月に「鳥取県人権文化センター」（現在は公益社団法人）が、県内の人権に関する啓発・相談・研究等を行う中核機関として設立されました。
- ・平成14（2002）年4月には、県民が生涯を通じて人権について学習し、人権尊重の理念に関する理解を深めていくことを支援する人権学習、人権啓発の拠点施設として、「鳥取県立人権ひろば21（ふらっと）」を設置しました。

- ・人権教育・啓発については、平成11（1999）年2月に「人権教育のための国連10年 鳥取県行動計画－これからの人権教育・啓発－」を策定し、県が実施する学校、家庭、地域、職場などの各場面における生涯を通じた人権教育・啓発のあり方について、具体的、長期的な方向を示しました。
- ・その後、平成16（2004）年に「人権教育のための国連10年」が終期を迎え、「鳥取県人権施策基本方針第1次改訂」に基づいて、「鳥取県人権教育基本方針」を策定（平成24（2012）年改訂）し同和教育で培われてきた原則を基底に位置付けながら、包括的に各種の施策とあわせて人権教育・啓発を推進してきました。
- ・平成17（2005）年10月に人権侵害の救済を図ることを目的とした「鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例」が議員提案で成立しましたが、様々な多くの意見が寄せられ、同年12月と翌年1月に開催した有識者による「人権条例に関する懇話会」においても、「県内の人権侵害の事実の確認が必要」「人権侵害の定義があいまい」など多くの問題点が指摘されました。
- ・このように、人権侵害の事実等の調査や適切な人権救済の方法の検討を行って条例を抜本的に見直すことが必要であることから、平成18（2006）年2月定例県議会で条例の施行停止を提案し、可決されました。
- ・その後、平成18（2006）年5月に県内有識者による人権救済条例見直し検討委員会を設け、この検討委員会で県内の人権侵害の事実の調査とその救済に適切な方法が検討され、平成19（2007）年11月に人権救済条例の見直しに関する意見がまとめられました。
- ・この意見を受けて慎重に検討を行い、平成21（2009）年2月県議会に、人権救済条例の代替策として、相談による支援を充実して問題の解決を図る「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」（「第2章－Ⅱ相談・支援の充実」を参照）を鳥取県人権尊重の社会づくり条例で根拠づける条例改正と人権救済条例の廃止を提案し、可決されました。